🕭 世田谷区

検索の使い方

検索

サイトマップ

生活ガイド 📗

施設案内 救急情報

災害対策·安全安心

相談窓口

まちと住まい

現在の位置: 区のトップページ > まちと住まいのトップページ > 建築 > 建築調整課・建築審査課

関連情報

平成19年度世田谷区環境表 彰 表彰者を決定しました

<u>せたがや・環境行動DAY200</u> 7報告書を公開しました

<u>せたがやガーデニングコンク</u> ール

建築物の解体工事等の事前 周知に関する指導要綱を制 定

せたがやエコライフ推進事業 所宣言を募集します

集まっています! せたがやエコライフ推進事業所宣言

その他のお知らせ

「自動二輪車違法駐車等防止対策特集」を発行しました

<u>外環道の都市計画変更案に</u> 対する区の意見を提出

新エネルギーを紹介するホームページを作成しました

<u>住まいサポートセンターを開</u> <u>設しました</u>

<u>環境学習プログラムができま</u> した

<u>せたがやガーデニングコンク</u> <u>ール</u>

集団規定(容積率・建ペい率・最低敷地面積)

最終更新日:2007年12月1日

以下の添付ファイルをご参照ください。

添付ファイルのダウンロード

前面道路の幅員と容積率限度について < PDFファイル24.1KB>

<u>街区の角にある敷地 〈PDFファイル36.5KB〉</u>

計画道路を前面道路とみなす許可を受けた場合の建ペい率制限 <PDFファイル19.1KB>

最低敷地面積の適用除外〈PDFファイル16.4KB〉

最低敷地面積の適用除外事例〈PDFファイル41.1KB〉

→添付ファイルの閲覧方法

お問い合わせ先建築審査課

電話 03-5432-2474、2482

▲ページの先頭へ

Copyright (C) 2006 Setagaya City. All rights reserved.

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号 世田谷区役所 電話:03-5432-1111(代表) ファクシミリ:03-5432-3001 (広報広聴課) 集団規定 3 - 5 2 - 1

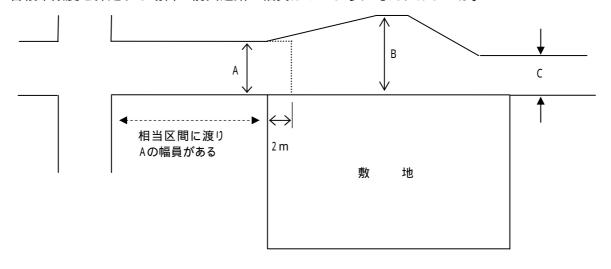
延べ面積の敷地面積に対する割合

該当 法第52条第2項条文

前面道路の幅員と容積率限度について

内容

容積率限度を算定する場合の前面道路の幅員はどのように考えればよいか。



取 扱

容積率算定にあたって前面道路の幅員を考える場合には、その敷地が面する部分の幅員のみで判断されるべきではなく、相当区間に渡って存在する幅員によるべきであり、かつ、当該前面道路に2メートル以上接する必要がある。

上図の場合、Aの幅員を前面道路の幅員として算定する。

関連資料 建築基準法質疑応答集